

議案第37号

【街づくり支援部建築課】

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

本案は、都市計画が変更された品川駅周辺地区地区計画並びに都市計画決定された田町駅西口駅前地区地区計画及び六本木五丁目西地区地区計画の区域内における建築物の制限を定めるものです。

【各地区の街づくりの概要】

①品川駅周辺地区

本地区及びその周辺では、リニア中央新幹線や国道15号等の整備事業が行われています。また、鉄道線路上空を有効活用した歩行者通路、広場等の一体的な整備等による国際交流拠点にふさわしい都市機能の導入等を進めています。

②田町駅西口駅前地区

本地区は交通利便性が高く、周辺は産官学連携に適した特性を有しており、駅前のオープンスペースの整備、駅を中心とした複数の交通手段をつなぐ拠点の形成及び産業支援機能の誘導による国際性豊かなにぎわいある市街地の形成を目指しています。

③六本木五丁目西地区

地下鉄六本木駅に近い本地区は、交通利便性が高く、駅まち広場、バリアフリー動線等の六本木駅前の拠点を支える都市基盤を整備するとともに、国際競争力強化に資する都市機能の導入による、魅力的な市街地の形成を目指しています。

【条例改正の内容】

①品川駅周辺地区地区計画の都市計画の変更

- ・地区整備計画の区域について、条例で引用している東京都告示番号を変更します。
- ・計画地区に新たに区域を加えます。
- ・計画地区の区域に建築してはいけない建築物、建築物の壁面の位置及び建築物の建築の限界の制限を定めます。

②田町駅西口駅前地区地区計画及び六本木五丁目西地区地区計画の都市計画の決定

- ・条例の適用区域に田町駅西口駅前地区地区整備計画及び六本木五丁目西地区地区整備計画を加えます。
- ・各計画地区に建築してはいけない建築物及び建築物の壁面の位置の制限を定めます。

【施行期日】

公布の日